

認可外保育施設等をご利用の
新2・3号認定子どもの保護者様

猪名川町生活部こども課

子育てのための施設等利用給付費（新2・3号認定） 認可外保育施設等の利用料の償還払い手続きについて

本年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、新2・3号認定を受けられた方の認可外保育施設等※、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用されているお子様については、利用料（上限額あり）を保護者様の申請による償還払いにより、3か月ごとに保護者様の口座へ給付する予定としております。

つきましては、下記のとおり請求月（1月、4月、7月、10月）の月末までに請求書と必要な書類を、町役場こども課窓口までご提出いただきますようお願いします。

なお、請求書は、町役場こども課窓口で取得いただくか町のホームページ【子育てのための施設等利用費（新2・3号認定）の請求方法について】からダウンロードできます。

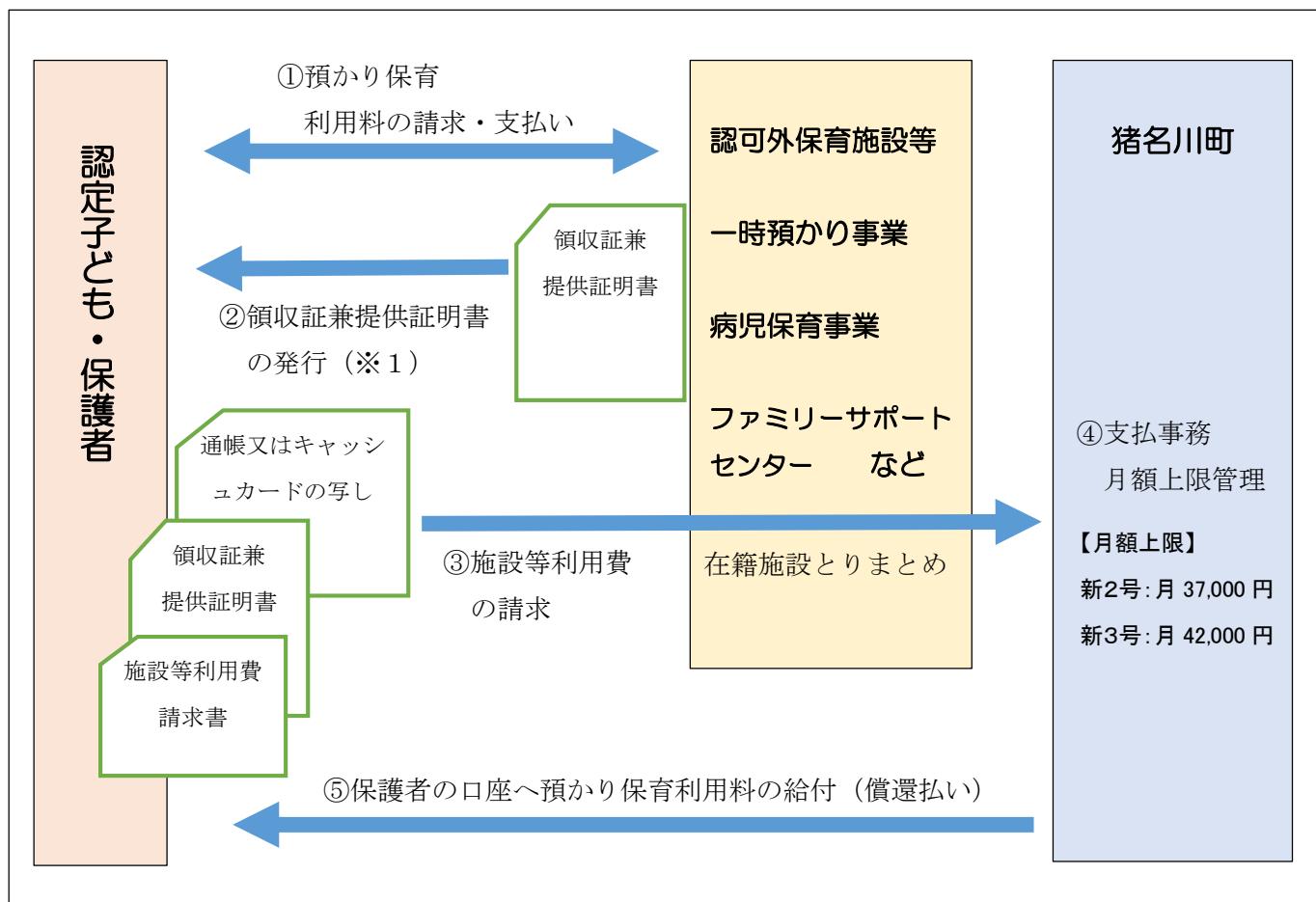
記

利用する 事業・施設	必要書類	提出先と期限
認可外保育施設等 ※、 一時預かり事業、 病児保育事業、 子育て援助活動支 援事業（ファミリ ーサポートセンター事 業）	<p>① 様式4（認可外保育施設、一時預かり・ 病児保育・ファミサポ事業） 「施設等利用費請求書（償還払い用）」</p> <p>② 施設が発行する「特定子ども・子育て支 援の提供に係る領収証兼提供証明書」</p> <p>※ただし、子育て援助活動支援事業（ファミ リーサポートセンター事業）利用者につい ては、上記書類ではなく「活動報告書」</p> <p>③ 振込先を確認できる通帳又はキャッシュ カードの写し</p> <p>新2・3号認定を受けられた方のみ手続きが 必要</p>	<p>【請求月】 1月請求（10,11,12月分） 4月請求（1,2,3月分） 7月請求（4,5,6月分） 10月請求（7,8,9月分）</p> <p>【提出先】 <u>上記請求月の月末までに左記 必要書類を在籍する園に提出</u></p> <p>【支払日】 提出から1か月後の月末を目 途に保護者様の口座へ振込み</p>

※認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、認可外の事業所内保育所等（病院の院内
保育所等）、ベビーホテル、ベビーシッター等（所在する市町の確認申請を受けている施設）

～幼児教育・保育の無償化に係る償還払い手続きについて～

1 償還払いの支払い手続きのイメージ及び関係様式



2 手続きの流れ

- ① 保護者は、認可外保育施設等の利用料を施設へ支払います。
- ② 保護者は、施設から「領収証兼提供証明書」の発行を受けます。
- ③ 保護者は、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に上記②の「領収証兼提供証明書」と振込先を確認できる通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、町こども課に提出。
認可外保育施設等と一時預かり事業など、複数施設を併用した場合は、各施設が発行した「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を利用月毎にまとめて添付してください。
- ④ 猪名川町は、上記③の申請により、支払事務（内容と上限の確認等）を行います。
- ⑤ 猪名川町は、上記④に基づき、3か月分まとめて保護者の口座に認可外保育施設等の利用料の給付（償還払い）を行います。

【お問い合わせ】

猪名川町生活部こども課 TEL:072-767-7477